別記第六十五号の二様式第二面8欄及び10欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同面11欄中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

【ハ．エレベーターの昇降路の部分】

別記第六十五号の二様式注意3⑧及び⑬中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同注意3⑮中「ハ」を「ト」に、「ホ」を「ハ」に、「ヘ」を「ト」に、「チ」を「リ」に、「リ」を「ヌ」に改め、同注意3⑯中「から、その地階の」の下に「エレベーターの昇降路の部分及び」を加え、同注意3⑰中「ヌ」を「ル」に、「ル」を「ヲ」に改め、「ハ」の下に「及び「ニ」」を加え、「及び「ニ」から「チ」を「並びに「ホ」から「リ」に改め、同注意3⑱中「ル」を「ヲ」に改める。

別記第六十七号の三様式第二面7欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同様式第四面4欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同面5欄中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

【ハ．エレベーターの昇降路の部分】（　　）（　　）

別記第六十七号の三様式注意3⑥及び⑩中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同注意5⑤中「ハ」を「ト」に、「チ」を「リ」に、「リ」を「ヌ」に改め、同注意5⑥中「から、その地階の」の下に「エレベーターの昇降路の部分及び」を加え、同注意5⑦中「ヌ」を「ル」に、「ル」を「ヲ」に改め、「ハ」の下に「及び「ニ」」を加え、「及び「ニ」から「チ」を「並びに「ホ」から「リ」に改め、同注意5⑭中「ル」を「ヲ」に改める。

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一第二面6欄及び9欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同面10欄中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

【ハ．エレベーターの昇降路の部分】（　　）（　　）

別記様式第一注意3⑤及び⑩中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同注意⑬中「ハ」を「ト」に、「ホ」を「ハ」に、「ヘ」を「ト」に、「チ」を「リ」に、「リ」を「ヌ」に改め、同注意3⑭中「から、その地階の」の下に「エレベーターの昇降路の部分及び」を加え、同注意3⑮中「ヌ」を「ル」に、「ル」を「ヲ」に改め、「ハ」の下に「及び「ニ」」を加え、「及び「ニ」から「チ」を「並びに「ホ」から「リ」に改め、同注意3⑯中「ル」を「ヲ」に改める。

（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正）

第三条　津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三第二面6欄及び9欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同面10欄中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ロの次に次のように加える。

【ハ．エレベーターの昇降路の部分】（　　）（　　）

別記様式第三注意3⑤及び⑩中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同注意⑬中「ハ」を「ト」に、「ホ」を「ハ」に、「ヘ」を「ト」に、「チ」を「リ」に、「リ」を「ヌ」に改め、同注意3⑭中「から、その地階の」の下に「エレベーターの昇降路の部分及び」を加え、同注意3⑮中「ヌ」を「ル」に、「ル」を「ヲ」に改め、「ハ」の下に「及び「ニ」」を加え、「及び「ニ」から「チ」を「並びに「ホ」から「リ」に改め、同注意3⑯中「ル」を「ヲ」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

告　示

○外務省告示第二百十八号

日本国政府は、「千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定」の加入書を平成二十六年六月二十四日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。

よって、同協定は、その第九条(3)(b)の規定に従い、平成二十六年九月二十四日に日本国について効力を生ずる。

なお、同協定の締約国は、平成二十六年六月十日現在、次のとおりである。

アルゼンチン共和国、アルメニア共和国、オーストリア共和国、アゼルバイジャン共和国、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア共和国、中華人民共和国、クロアチア共和国、キューバ共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、エストニア共和国、フィンランド共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、ギリシャ共和国、ギニア共和国、ハンガリー、アイスランド共和国、アイルランド、イタリア共和国、カザフスタン共和国、大韓民国、キルギス共和国、ラトビア共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ共和国、メキシコ合衆国、モルドバ共和国、モンゴル国、モンテネグロ、オランダ王国、ノルウェー王国、ポーランド共和国、ルーマニア、ロシア連邦、セルビア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、スペイン、スウェーデン王国、スイス連邦、タジキスタン共和国、トリニダード・トバゴ共和国、トルコ共和国、トルクメニスタン、ウクライナ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ウルグアイ東方共和国、ウズベキスタン共和国

平成二十六年六月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○国土交通省告示第七百九号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十三条第四項の規定に基づき、同条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を次のように定める。

平成二十六年六月二十七日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件

第一　建築基準法施行令（第二において「令」という。）第二十三条第四項に規定する同条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全にできる階段の構造方法は、小学校における児童用の階段であって、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

一　階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法が、それぞれ、百四十センチメートル以上、十八センチメートル以下及び二十六センチメートル以上であること。

二　階段の両側に、手すりを設けたものであること。

三　階段の踏面の表面を、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げたものであること。

第二　令第二十三条第二項の規定は第一第一号の踏面の寸法について、同条第三項の規定は同号の階段及びその踊場の幅について準用する。

附　則

この告示は、平成二十六年七月一日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五一〇円）　本号一部　五六〇円（本体　五一〇円）　（配送料別）